

## ●五泉市広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が所有する公有財産、物品、印刷物等の資産（以下「市有資産」という。）を有効活用し、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、市有財産に民間企業等の広告を掲載又は掲示することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次の市有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 公の施設又は設備
- (4) その他市長が適当と認める市有資産

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の方法等)

第3条 広告掲載の方法、規格、期間等は、前条第1項各号に掲げる媒体ごとに別に定める。

(対象者)

第4条 広告掲載をすることができる人及び団体は、次に掲げる要件を満たす人及び団体とする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 集団的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織及びその関係者でないこと。
- (4) その他市長が適当と認めるもの。

(広告の範囲)

第5条 次の事項のいずれかに該当する広告は、広告を掲載しないものとする。

- (1) 市有資産の目的及び公共性を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の宣伝

- (8) 美観風致を阻害するおそれがあるもの
  - (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
  - (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (12) 前各号に掲げるほか広告を掲載することが適当でないもの
- (広告掲載の手續)

第6条 広告掲載に係る手續については、第2条第1項各号に掲げる媒体ごとに別に定める。

(広告の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告を掲載する者が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告を掲載する者の負担とする。

(審査委員会の設置)

第8条 広告掲載の適否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、副市長、総務課長、企画政策課長、財政課長、商工観光課長、生涯学習課長及び市長が指名する者をもって組織する。

3 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第9条 審査委員会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じたときに委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(審査委員会の庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 2月 1日から施行する。